

平成18年度第1回
大阪府環境審議会野生生物部会会議録

開催日 平成18年9月20日
場 所 国民会館住友生命ビル12階小ホール

第1回大阪府環境審議会野生生物部会

開 会 午前10時

司会（内田総括） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成18年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会を開催させていただきます。

私、司会をさせていただきます、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課の内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、この会議は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、大阪府では6月から9月まで、夏の適正冷房と軽装勤務に取り組んでおります。事務局及び関係課、機関のメンバーは、ノーネクタイなど軽装にて出席させていただいておりますので、あらかじめ御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部、動物愛護畜産課長の池田からごあいさつを申し上げます。

池田課長 おはようございます。動物愛護畜産課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成18年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろから鳥獣保護管理行政はもとより、府政各般にわたって御協力を賜り、この場をおかりいたしまして、改めてお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、昨年4月に全国で初めて野生動物、愛護動物、また家畜などの経済動物を一元化して所管する組織といたしまして、動物愛護畜産課が設置をされました。この一元化によりまして、一例ではございますけれども、野生化したアライグマの安楽死措置や回虫レストスピラなどの感染症の調査などに課を挙げて取り組むとともに、動物を取り巻く多くの課題に総合的に対応しております。委員の皆様には、今後ともさまざまな場面で御指導、御助言をいただきたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

申し上げます。

本日の部会では、審議事項が1件、報告事項が1件ございます。この後、詳細を御説明いたしますけれども、審議事項につきましては、現行の第9次鳥獣保護事業計画が今年度末で終了いたしますため、第10次計画を策定するに当たり、鳥獣保護法の規定によりまして御意見をお聞きするものでございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（内田総括） 次に、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

それでは、次に配席表並びに委員名簿をごらんいただきながら、本日の出席委員を御紹介させていただきます。

まず正面から、朝日部会長でございます。次に、向かいまして左奥から御紹介させていただきます、笹川委員でございます。谷口委員でございます。古川委員でございます。続きまして右側奥から、又野委員でございます。村上委員でございます。森下委員でございます。

まだお着きになっていない先生方もいらっしゃいます。紹介につきましては省略させていただきますので、御到着次第、配席表、委員名簿で御確認いただければと思います。

以上、本日御出席の委員は、10名中、現在7名でございます。大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

これ以降の議事につきましては、運営要領の第3条第1項の規定によりまして、朝日部会長にお願いしたいと存じます。

朝日部会長、よろしくお願いいたします。

朝日部会長 それでは、規定に従いまして進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

何か、会場の都合で11時半ごろには終わってほしいという、事務局の方から

の話がございます。十分御審議いただきたいわけですが、御協力を何とぞよろしく願います。

先ほど話がありましたように、本日は審議事項1件、報告事項1件ですが、この審議事項が、要するに第10次鳥獣保護事業計画という、非常に膨大なもので、内容も豊かでございます。環境省の方の都合ですが、実はまだ基本指針がちゃんと届いていないものですから、それでどこの府県ともこの計画の作成が足踏みしているようでございます。ただ、内容につきましては、もう通知が来ているようで、大きく変わることはないので、審議だけ先に進めていきたいということでございます。

いずれも先月25日に開催されましたこの環境審議会におきまして、知事から諮問を受けたものでございます。そのうち、第9次鳥獣保護事業計画の改定は報告事項になっております。これにつきましては、時間的な問題もございしますので、本部会にかけるよりも、先に全体の審議会にかかりまして、一応の了承を得ています。だから、本部会では報告事項という形になっております。即日答申はしております。詳細につきましては、後ほど説明があるかと思えます。どうぞよろしく願います。

まず、審議事項について、事務局から説明を受けたいと思いますが、内容が非常に多岐にわたっておりますので、適当と思われるところで区切って、章立てにつきましてはまとめて、そして説明につきましては何カ所かに区切って進めたいと思います。

資料の1-2の方がいいですか。1-2の横長の方がございまして、計画書(案)がございまして。内容が1から10まで章立てになっておりますが、第1章と第2章と申しますか、1、2の御説明をいただきまして、3、4はちょっと内容が違いますので、もう後へ回しまして、1、2、5、6というように進めていきたいというように考えております。何かややこしいようでございますけれども、よろしく説明の方をお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いいたします。

中尾総括 それでは、第10次鳥獣保護事業計画の策定について御説明させていただきます。

まず、資料1-2をごらんください。鳥獣保護事業計画は、先ほど朝日部会長から御説明ありましたように、鳥獣の保護を図るための基本的な考え方や施策のあり方を示すため、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる鳥獣保護法第4条の規定に基づきまして、知事が環境大臣の定める基本指針に則して5年ごとに策定するものでございまして、右側にありますように、鳥獣保護区の指定など、計画において定めるべき事項が法律で規定されております。今回の第10次鳥獣保護事業計画の策定につきましては、基本指針の提示がおくれておりまして、10月になる予定でございまして。

本日の事業計画素案は、資料1-5にございまして基本指針の項目(案)によりまして策定しております。事業計画は、本日の素案に対する御意見、10月に示されます基本指針などにより修正しまして、次回の野生生物部会に修正案として提示することとさせていただきたいと思っております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。資料1-4、計画(素案)の1ページをお開きください。

計画の前文に、本計画の目的を記載しております。人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣の保護管理をすることにより、鳥獣保護法の目的である鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生活環境の保全及び地域社会の健全な発展に資することを目的としております。

次に、第1といたしまして、計画の期間を定めています。本計画の期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5カ年間としております。

第2、鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項及び17ページの第5、特定猟具使用禁止区域に関する事項について、あわせて御説明させていただきます。

まず、2ページをお開きください。鳥獣保護区の指定計画を載せております。指定方針については、9次の計画と大きく変わる点はございません。平成18年度末での鳥獣保護区は16カ所、1万621ヘクタールでございまして。これは、従来の鳥獣保護区の指定基準、林野面積1万ヘクタールごとに300ヘクタール以上の鳥獣保護区を1カ所指定するという基準以上に指定しておりますが、第10次計画の基本指針の作成方針として環境省で示されております、新たに考慮すべき事項におきまして、鳥獣保護区の指定の目的と意義を踏まえて、

鳥獣保護区の特性に応じた指針を明確に示すこととなっております。本府では都市化の進んでいる現状を踏まえまして、鳥獣保護区が野生鳥獣の保護や生態系の多様性を確保する上で重要な拠点であることから、鳥獣保護区の新規指定並びに指定の方針に、市町村や関係者との合意形成を図りながら努めることとしております。

10次計画では、新たに指定を予定しております具体的な指定地といたしまして、お手元の資料でつけました地図でございます。枚方市の枚方東部地区、約1,080ヘクタールと、四條畷市の四條畷地区、約1,100ヘクタールについて、指定期間10年の森林鳥獣の生息地としての鳥獣保護区の指定を計画しております。

枚方東部地区は、京都府及び奈良県と接する枚方市の東端部に位置しており、生駒山地から連続する山間部でございます。都市化が進んでおります枚方市にあって貴重な自然環境を残している地域で、特に穂谷、尊延寺地区には、湿地やため池など、里山環境がよく残されております。

日本野鳥の会大阪支部によります事前調査では、この地区では環境省のレッドデータブックにも載っておりますオオタカ、ハイタカ、ミサゴ、ハチクマなどの猛禽類や、大阪府のレッドデータブックに記載しておりますサンショウクイ、トラツグミ、サンコウチョウ、キビタキ、オオルリ、カワセミなどの小鳥類も多く確認されているほか、各地に点在するため池群は、水辺の鳥なども多く、クイナやコチドリ、マガモ、カルガモなどが確認されている貴重な地域であります。

また、四條畷地区は、奈良県と接する四條畷市の東部に位置しておりまして、この地区に含まれる室池周辺は、金剛生駒紀泉国定公園にも指定されております。コララ、クヌギ等の落葉広葉樹林を主体とした入り組んだ山地と、室池などの水辺環境が複合的に存在するなど、自然環境が豊かな地域であります。この地域におきましても、オオタカやハヤブサ、ハチクマなどの猛禽類やカワセミ、アオゲラ、ミソサザイ、トラツグミなど、小鳥類も多く確認されてるほか、室池においてはカイツブリ、アオサギ、マガモ、カルガモなどの水辺の鳥も多く確認されている貴重な区域であります。

これらの地区の鳥獣保護区指定に当たりましては、地域内に多くの農地や河川、道路などが含まれておりますので、当該年度に関係市や関係行政機関等と十分に調整し、指定区域を定める予定でございます。

次に、3ページをごらんください。事業10次計の計画期間内に満了を迎えます既存の鳥獣保護区の変更計画を掲載しております。計画期間中に指定期間の満了を迎える鳥獣保護区は、和泉葛城山ブナ林など9カ所、5,039ヘクタールでございますが、これらの地区については期間の更新に努めてまいりたいと考えております。

特別保護地区につきましては、鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護繁殖上、特に重要な地区について、特別保護地区として指定し、工作物の設置や水面の埋め立てなどの開発行為の規制を行い、鳥獣の保護を図っていくこととし、本計画期間中に指定を予定しております四条畷鳥獣保護区の中に、約40ヘクタールの特別保護地区の指定を計画しており、関係者との調整を行っていきたいと考えております。

本特別保護地区は、府民の森の中にあります室池という大きな池や湿地の点在する区域を含めました周辺の森林を指定するもので、水辺の鳥であるオシドリ、コガモ、カルガモなどのカモ類やカワセミなどが観察されております。また、山の鳥としては、アオゲラやキビタキ、ハチクマやハイタカなどの希少種も見られますので、鳥獣の保護繁殖上、重要な地域であると考えております。

また、これらの鳥獣保護区につきましては、標識類の整備や森林の整備、観察路などの維持管理、鳥獣保護員による調査や巡視を行うこととしております。

次に、少し飛びますけれども、17ページをごらんください。第5として、特定猟具使用禁止区域に関する事項を掲載しております。本項目は、第9次鳥獣保護事業計画では銃猟禁止区域として計画しておりましたが、鳥獣保護法の6月の改正によりまして、今回の計画から銃猟だけではなく、網またはわな猟についても、事故発生を予防するため、特定猟具として使用禁止区域を設けることができるようになったものです。

特定猟具として指定される網、わなについては、環境省令で定めることとなっており、現時点では示されておりませんが、本期におきましてはクマなど大型獣を捕獲するための危険なわな等の設置については事例がないことから、当面わな猟の規制区域の指定は行わないこととし、市街化の進展やレクリエーションの増加に伴う銃猟による危険の予防を図るため、特定猟具使用禁止区域としまして、銃猟についての禁止指定を行うものでございます。

平成18年度末での銃猟禁止区域は77カ所、11万4,640ヘクタールの予定でございます。このうち、本計画期間中に期間の満了を迎えますのが45カ所、5万4,610ヘクタール、新規に指定いたします区域は1カ所、箕面市止々呂美地区の390ヘクタール、区域拡大して変更指定しますのは3カ所、交野市交野、大阪湾、堺市で、8,347ヘクタールの拡大を計画しております。堺市の区域には旧の美原町の美原、羽曳野丘陵、美原南部の3地区が含まれておりますので、本計画ではこの3地区を廃止として挙げさせていただいております。

区域が減少いたしますのは、銃猟禁止区域として現在指定しております区域を鳥獣保護区に指定するためのもので、枚方市の枚方と四條畷の四條畷の2カ所、2,180ヘクタールの減少になります。

本計画終了時には75カ所、12万899ヘクタールの特定猟具使用禁止区域となる計画で、箇所数は2カ所減少しますが、区域面積は6,259ヘクタールの増加の予定でございます。

以上で、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の計画に関する御説明を終わります。

朝日部会長 ありがとうございました。

どなたからでも結構でございます、御質問、御意見を受けたいと思います。

特にございませんでしょうか。きょうは説明だけでして、次、基本指針が生まれてから、また成文化して修正案が生まれて御議論いただくことになるかと思いますが、とりあえず、今、御質問でございますでしょうか。

村上委員 既存鳥獣保護区の変更ですがね、全部継続となっておりますが、僕らが苦勞してるのは、獣害問題が起こるとはなかなか継続がうまくいかない。そういうことで非常に苦勞しています。それで、ちょっとその辺については

大阪府はどういう状況でしょうか。

西田補佐 鳥獣保護区における獣害対策ということについてお答えさせていただきます。

大阪府域、鳥獣保護区にかかわりませず獣害が出ております。基本は防除が基本でございます。それ以外にも、有害鳥獣捕獲ということで市町村長からの申請がございましたら、それに対する許可をしております。また、平成18年度から鳥獣被害対策防止事業といたしまして、大阪府の農政室の方で新たに事業を設けまして、それについても一応防除に努めていきたい。それで、有害鳥獣の方につきましても、来年度からは特定鳥獣の保護計画、イノシシとシカ等設けまして対策を進めていきたい、そういうふう考えております。

村上委員 有害捕獲を鳥獣保護区内でやることに對しても、かなり抵抗があると思うんですが、その辺はどうですか。

西田補佐 有害鳥獣捕獲を鳥獣保護区内ですることに関しまして、特に抵抗はございません。主に有害鳥獣で目的とされますのはイノシシですけども、現在、鳥獣保護区での対象鳥獣が、専ら鳥の方、山鳥でありますとか水鳥でありますとか、そちらの方になっておりますので、特に抵抗はございません。

村上委員 そうですか、大分事情が違いますね。

朝日部会長 イノシシ及びシカに関しましては、特定鳥獣の管理計画というものがまた関わってまいります。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

朝日部会長 では、特にございませんようでしたら、また最後に時間をとりまして、御質問を受けたいと思います。時間に限りがございますので、次に移りたいと思います。

次は第6、第7ですか。御説明をお願いします。

中尾総括 ちょっとページ数戻りますけれども、6ページの第3、放鳥獣に関する事項並びに7ページの第4、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項について、ちょっと御説明させていただきます。

6ページの第3の放鳥獣につきましましては、従来、狩猟鳥の増殖を目的に、キ

ジを購入いたしまして、生息適地に計画的に放鳥を行い、9次計画の期間に1,515羽のキジを放鳥してまいりました。本計画素案におきましても、計画的な放鳥を行うため、毎年300羽の放鳥を計画しているところでございますが、現在、環境省におきまして、放鳥する場合の地域個体群間の交雑防止のための指針が検討されております。10次計の計画といたしましては、この指針を受けまして、キジの放鳥事業自体の見直しも含めまして、基本指針を受けて改めてお諮りしたいと考えております。

次に、第4につきましてでございます。第4の鳥獣の捕獲等に関する事項でございます。計画素案では、有害鳥獣捕獲を目的とする場合と、13ページ以下に記載しております学術研究などを目的とする場合に分けて記載しております。有害鳥獣の捕獲を目的とする場合は、農林水産業、生活環境、または生態系に係る被害に対しまして、野生鳥獣の適正な保護管理や有害鳥獣捕獲ができるよう、市町村や猟友会など、関係団体との連携・調整に努め、総合的な被害防止対策の検討と、その推進を図ることとしております。

また、有害鳥獣捕獲に係る許可権限などにつきまして、野生鳥獣の保護に支障のない範囲において市町村との協議を十分に行い、地域の実情に応じ、市町村への権限の移譲に努めることとしております。

また、従来使用を認めておりましたわなのうち、とらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人や犬などへの危険性があることから、有害鳥獣捕獲での使用を行わないこととしております。

そのほかの許可の基準などに関しましては、9次の計画と大きく変わっておりませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、学術研究などを目的とする場合につきましても、9次計画と大きく変えておりませんが、愛玩のための飼養を目的とする捕獲許可につきましては、従来、メジロまたはホオジロに限り、1世帯1羽に限定して許可できることとしてまいりましたが、最近ではホオジロの新規の捕獲許可申請もほとんどありませんので、10次計画では許可対象をメジロに限定することとしております。

鳥獣の捕獲等に関する事項につきましては、資料の中の1-7にありますよ

うに、基本指針の検討におきまして、許可全般にわたる考え方のもとに許可基準の設定などを行うこととされておりますので、記載項目の構成等につきましては、基本指針を受けて改めて修正してお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

朝日部会長　ただいまの御説明に関しまして御質問ございませんでしょうか。

村上委員　このキジと書かれてますが、これはコウライキジですか、何ですか。これはニホンキジですか。

西田補佐　ニホンキジです。

村上委員　そうですか。そうすると、そのキジのもとはどこから取ってくるんですか。

西田補佐　お答えさせていただきます。

岐阜県にあります、そういう養殖場でニホンキジを養殖されておるのを、それぞれ地域の生態にも配慮しながら放鳥することとしております。

村上委員　京都府はとっくにやめましたけどね、特に地域個体群の遺伝的攪乱が起こると思うんでね。ただ、業者がいますので、やめるのに5年かかりましたけども、徐々に減らして行って、いきなり営業しない形でやっと終わりました。何かこのごろ国内外来種もかなり問題なんで、なるべくならやめる方向の方が望ましいと思うんですけど。

朝日部会長　これも方向としてはやめるということになってくるだろうと思います。ただ、狩猟税との問題やとか、いろんな問題がありまして、使わないかんところもありますので。ただ、岐阜県のやつがどこまで信用できるか知れません。大阪で養殖して、大阪のやつを増ふやしてんねやったら、問題はまだいいんですけども、現在大阪府下にはございませんし、というより近畿地方にはございませんから、どうしてもよそから買い入れたものを放すと。放鳥効果というのは、非常に怪しいというか。

谷口委員　昔、大阪で、箕面の方で養殖しとった鳥は皆、弱いんです。嫌地するんです。あれ、毎年、場所を変えんことには。そういうスペースがなかったもんで、放鳥しても寿命が短い。もう天敵にすぐやられてしまうというような状態でした。現在、岐阜の方から購入して放鳥してるキジは元気ですし、

割合もう放鳥したときから鳴いて飛んでます。ただ、これもある地域に、自然にそこで育ってる鳥のところは、もう必ず避けてやらないと、養殖のキジはそういう地の鳥には負けてしまいますので、もう完全におらないところへまくように心がけております。

以上です。

朝日部会長 先ほど、有害鳥獣の駆除につきまして御質問ございました。ここでまた出てまいります、特にここで問題になりますのは、資料11ページの一番最後でございますけども、カワウの問題なんです。御承知のとおり、カワウは府下で繁殖してるかどうかというのも、いろいろ問題がございますが、これはもう完全に府県を超えての、例えば琵琶湖まで、京都市内まで往復する、あるいは大和川を上りまして奈良の方でえさを取ってるというような状態ですので、大阪だけの駆除では害を防げないことがございます。その辺につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

村上委員 広域管理というのが、今後、環境省の方で方針を出すと聞いてますが、その中にカワウはトップに挙がっていると思いますね。カワウは既に計画していますね、広域管理で。だから、もともとは琵琶湖、滋賀県で追っ払ったやつが京都府には来るわ、大阪に来るわというんで、非常に問題を起こしたんですね。やはり広域管理のことをやらんと話にならないと思います。

ただ、テレメをつけたり、どこまで飛ぶんかという話が、まず十分わかってないんですね。やってみたら何か飛んできたというやつがいっぱいあるんですね。そういった問題を何とかしないと、今の場合は全く対処療法で、竹生島におるから、がしゃがしゃとやったらたちまち桂川に出てきたとか、もうただ繁殖層はつくってませんけど、休み場所はつくってます。

西田補佐 カワウにつきましては、大阪においても鳥獣、特に淡水漁業への被害、これ出ておりました、どうにかしなければならぬという問題意識を持っております。

現実に、先生おっしゃいますように、非常に広範囲に移動します。地域別調査によりましたら、350キロぐらい移動したという話もございます。環境省が中心になりまして音頭を取りまして、中部・近畿カワウ広域協議会、これを

5月22日に設立しまして、広域保護管理指針、これを策定すると。それに基づいて、各府県が事業を実施していくと、こういうふうな段取りといたしますか、計画になっております。

朝日部会長　ほかに御意見ございますか。

村上委員　14ページに、⑦の(イ) 固体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないと断言してあるんですけども、例えば私、ずっとネズミの仕事をやってまして、指切りが一番安全な方法なんです。第1関節まで切るとほとんど影響しない。それで、それを全部指を切りますと影響します。それで、モネル合金の足環ナンバーがイギリスで売ってまして、これを使ったことがあるんですが、冬に凍傷を起こして、全部足が切れてしまいました。それで、指が最も有効で安全な方法として世界的に認められているんです。だから、これを書かれると、そういった調査をやるときには、完全にこれ支障になります。私、この方法で10何年、20年近くやっています。それで、少なくとも第1関節までは全く影響ありません。標識再捕による調査でも、次の日からずっと取れますし、1年後にも取れています。

自然においても、第1関節まで切れたやつがたくさんいて、その辺が一番困るんです。第2関節まで切ると自然ではおきていないんですけど、第1関節までは自然でもあるんですよ。こういうふうに書かれることは、今後もしそういうことをやるときに支障になると思うんで、「及ぼすような場合にはその措置を控える」とか、「影響を及ぼす場合には」という形で、もう少し緩やかにしてもらった方が、望ましいと思います。学術研究のためにそういうことを制限されると一番困るんで、これは僕は修正すべきと思うんです。

朝日部会長　指針の方でどういう形で出てくるか、関係省の方とも連絡いただいて、必要な場合はやはりやらなきゃ仕方がない。愛護団体との関連やら、いろいろ難しいことがあるかと思いますが。

村上委員　説得します。

中尾総括　御指摘の点につきましては、また環境省の方の指針、また御意見を入れまして、修正なり検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

朝日部会長 他にございませんか。

石井委員 ちょっと参考までに聞いておきたいんですけど、メジロとかホオジロの飼育とか捕獲の申請なんですけど、先日、テレビで何かたくさん野鳥を飼ってる人が捕まったとかいうのを見たんですけど、大阪の場合どのぐらいの申請が、メジロは出ておるでしょうか。それをちょっと聞かせてください。

中尾総括 昨年度でございますけれども、メジロにつきましては、捕獲の許可申請が67件、そのうち捕獲できたのが37件、現在飼養されておりますのが約240件。ホオジロにつきましては、過去から飼養されている方が1件あるのみで、捕獲申請、捕獲数ともゼロでございました。

ちなみに、ホオジロにつきましては、平成16年度に1件許可申請が上がっておりましてけれども、捕獲ができていないということで、捕獲数はゼロになっております。

過去、大体、毎年メジロの場合、捕獲許可は50件前後、そのうち捕獲数としては20件から30件程度ということで推移しております。

朝日部会長 違反はどれくらいありますか、メジロの。

西田補佐 平成16年度に、大阪でかなり摘発やりまして、そのときには31件、そういう現地立ち入りに行きました。それぞれでメジロ、合計342押収しました。ウグイスが2、オオルリ3、その他キビタキ、ホオジロ、ヒガラ、シジュウガラ等でございました。その中には、警察の方におきまして立ち入りといたしますか、逮捕したという案件もございます。かなり平成16年度はやりまして、平成17年度に関しましては、もちろんありますけれども、それほど大事には至っておりません。平成17年度ですけれども、押収実績がございまして、メジロは19、ホオジロ1、ウグイス1、ヤマガラ3、オオルリ1、ヒガラ1と、大分減っておりますけれども、違反はまだ発生しております。

朝日部会長 ほかに御質問、御意見ございませんか。

村上委員 飼養許可を与えた場合に、その飼養の年限はどうなってるんでしょうか。例えば、よく言われるのは、死んでるのに次のやつ入れてね、飼うとか、そういったことのチェックはどうなっていますか。

中尾総括 現在飼養許可を出しております鳥については、すべて環境省指定の足輪をつけております。その足輪自体は、無理に外しますと割れてしまう構造になっておりますので、長いものは、飼育下のメジロですので、10年以上飼ってるものもございませぬけれども、つけかえはないものと考えております。

村上委員 チェックはしてないんですか。

中尾総括 毎年更新時に足輪のついた鳥を持ってきていただいて、それは職員が確認しております。

村上委員 わかりました。

朝日部会長 ほかに御質問ございませぬか。

(「なし」の声)

朝日部会長 また、これも最後にもう一遍、御意見を伺うことにいたします。次へ進みたいと思います。

中尾総括 続きましては21ページ、第6、特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項でございます。

現在、平成15年4月から平成19年3月までの5カ年間を経過期間といたしまして、ニホンジカの保護管理計画を作成し保護管理を実施しておりますが、依然ニホンジカによる被害がおさまらない現状であります。また、イノシシにつきましても、有害鳥獣捕獲制度により捕獲等を行ってまいりましたが、農林業被害がおさまらない状況にありまして、これらに対応するため、科学的知見を踏まえて、幅広い関係者との合意の上に、平成19年4月から平成24年3月までの5カ年間を計画期間とする、ニホンジカとイノシシについての特定鳥獣保護管理計画を作成することとしております。

特定鳥獣保護管理計画につきましては、それぞれ検討委員会を設け、学識経験者や関係団体、行政関係者などの参加を得まして検討いただき、計画案を策定しているところでございます。

この計画案につきましては、鳥獣保護法の規定に基づきまして、公聴会を開催し、利害関係者の御意見を聞き、あわせて関係行政機関との協議をした上で、次回、第2回の大阪府環境審議会にお諮りし、その後の野生生物部会で御審議をお願いしたいと考えております。

次に22ページ、第7の鳥獣の生息状況の調査に関する事項でございます。

鳥獣保護行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努めるものとしたしてありまして、9次計画と同様の調査を行うこととしております。

ニホンジカ、イノシシにつきましては、特定鳥獣保護管理計画とあわせまして、生息状況の調査等を行うこととしております。

また、絶滅のおそれのある鳥獣等といたしまして、オオタカなどの猛禽類につきまして、保護を図るための生息状況について調査を計画しております。

そのほか、毎年、全国一斉調査として実施しておりますガン、カモ、ハクチヨウ類の調査、鳥獣保護区等の指定更新に先立ち、指定管理の方針を検討するための調査、飼養者へのアンケートによる狩猟実態の調査、そして農林水産業だけでなく、生活環境に大きな被害を及ぼしているカワウ、イタチ、カラスについて、防除方法の検討を行うために、被害発生状況等の調査を行う計画でございます。

以上でございます。

朝日部会長 どういう計画を立てるにしろ、あるいは実施するにしろ、やはり基本的な調査を進められる必要があります。今の6、7につきましては、そういう計画と、それから調査の内容についての規定でございます。

どなたか御質問。

村上委員 特定計画をね、それをつくられたときに見ればいいわけで、今、議論するわけにはいかんと思うんですよ。むしろ気になるのは、24ページのイタチですね、イタチと書いてあるんですが、ホンドイタチかチョウセンイタチか、今、日本に2種類いますね。それで、普通、害を与えているのは、ほとんどチョウセンイタチなんです、これは区別した方がいいんじゃないですか。イタチBと書くか何か。少なくともイタチというものはいません。ちゃんと種名はきっちりするべきやと思うんですよ。

中尾総括 ありがとうございます。

私どもで、今、許可していますイタチは、山の方にはニホンイタチ、都市部で出てるのはチョウセンイタチと考えております。これにつきましても、実

際に捕獲されているものにつきまして、具体的にどちらかというのがなかなか難しい、見きわめが難しいところがあると思いますけれども、それも含めまして、どういうのがどの辺までチョウセンイタチが出てくるかというのを含めまして、捕獲実態等とあわせて調査したいと考えております。

村上委員 チョウセンイタチの毛皮はほとんど役に立たんですね。だから、毛皮のためにはホンドイタチと思うんですよ。それで、有害で取られるのは、だからホンドイタチの方が、今、山の方へ行っていて、ほとんど被害を与えていないと思います。被害の報告なんて、ホンドイタチで聞いたことがないです。今、チョウセンイタチが分布域拡大して、チョウセンイタチがほとんど市内全域を席卷して、例えばコンビニに入ったとか、スーパーマーケットに入って荒らしたとか、ほとんどチョウセンイタチなんです。これ、やはりイタチ類と書くか、何か両方対象にするんやったら、やっぱり少し、余りにもイタチでは困りますので変えてください。やっぱり科学的に正しくない。

朝日部会長 同じようなことが、次のカラスにも2種類おりまして、2種類やと思いますよ。

村上委員 これもカラス類としてください。

朝日部会長 その辺、また、御検討いただきたいと思います。

西田補佐 先生おっしゃいますように、狩猟鳥獣として環境省が政令で定めておりますのも、イタチ科イタチと、それからイタチ科チョウセンイタチと2種類分けておりますので、そういうふうにさせていただきます。

朝日部会長 調査によりましては、かなり都会でもニホンイタチが残っているという。

村上委員 たまにですね。極めてまれです。

朝日部会長 どうも家屋構造にも関係するんじゃないかなという気がしますが。とにかくチョウセンイタチがどんどん増えていることは確かですけど。毛皮としてはもうほとんどどっちも使いませんから、毛皮で調べるのは無理だと思います。まあよろしい。

ほかにございませんか。6、7あたりで。イノシシ（イノブタを含む）となっておりますが、イノブタの報告というのは大阪ではどうですか。

中尾総括 報告ですか。

朝日部会長 いやいや、実際にいるんですか、野生のイノブタ。

中尾総括 今、特定計画の中でDNA分析等やっております、個体群としてイノブタがどうかという調査をしております。昨年度の調査では、イノブタであるという証拠は出なかったんですけども、イノブタではないという証拠も出なかったというところで、引き続き今年度も調査しております。

私どもの取り扱いといたしましては、また今度の特定計画のところで御審議いただく内容にはなりますけれども、イノブタの個体群として特定された場合については、それはある程度、野外からの排除も含めて検討していきたいということ考えております。

朝日部会長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

朝日部会長 そのほか、ガン、カモについて、野鳥会の方へはいろいろお世話になると思いますが、よろしくお願いします。

特にないようでしたら、これはここで打ち切りまして、次、8から後ろへ移りたいと思います。25ページから。

中尾総括 では、25ページをお開きください。第8の鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項でございます。

普及啓発といたしましては、9次計画と同様、鳥獣保護について広く府民の認識をもっと深めるため、5月の連休に行います野鳥展、愛鳥週間ポスターの表彰・展示や、春・秋の探鳥会の開催など、関係団体等の御協力をいただきながら、引き続き実施することとしております。

26ページでございますけれども、ここで安易なえづけの防止を挙げております。10次計画におきまして、新たに考慮すべき事項といたして挙げられております項目でございますけれども、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じることがないように、鳥獣を誘因する生ごみや未収穫作物の放置に加え、ハトやカラスなど、鳥獣への安易なえづけの防止について、普及啓発に積極的に取り組むことといたしております。

次に、愛鳥モデル校の指定についてでございますが、鳥獣保護思想の普及を

図るため、府内の小・中学校のうちから、野鳥保護に関心の高い学校を愛鳥モデル校に指定し、鳥獣保護に関する図書や必要機材の整備に努めておりまして、平成18年度現在、小学校12校、中学校3校の15校を指定しております。

しかしながら、鳥インフルエンザの影響で、野鳥に対する拒否反応があり、新規の指定拡大が困難な状況もありますので、10次計画では新規指定目標を小学校5校、中学校2校とし、愛鳥モデル校の活動に対して積極的に普及指導を行い、活動内容の充実に努めることといたしております。

次に28ページ、第9、鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項でございます。

現在、鳥獣行政担当職員としては、動物愛護畜産課野生動物グループに専任職員が7名、鳥獣専門員1名の8名、出先機関であります五つの農と緑の総合事務所分室に、兼務職員が各2名の計10名の職員を配置しております。また、鳥獣保護区等の管理や鳥獣保護思想の普及、法令違反等の取り締まりなどを推進するため、大阪府猟友会や日本野鳥の会大阪支部等の団体の推薦を受けて、43名の鳥獣保護員を設置しておりまして、研修などを実施し、専門性の向上に努めることといたしております。

これら鳥獣保護員や警察署などの協力を得まして、かすみ網による違法な使用や所持、販売、鳥獣の違法捕獲、無登録飼養、また違法に設置されたわなの撤去などの取り締まりを行うことといたしております。

次の第10、その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項でございます。31ページでございます。

10次計画として変わった点を申し上げますと、鳥獣の区分と区分ごとの取り扱いにつきまして、今回の基本指針で初めて示される項目であります。具体的内容につきましては、現在、環境省で検討中ではありますが、希少鳥獣や狩猟鳥獣に区分し、その取り扱いについて記載することとなっております。環境省令で定められております狩猟鳥獣のうち、大阪府では生息数が少なく、また大阪府のレッドデータブックに記載しておりますウズラなどにつきましては、生息状況の把握に努め、必要に応じて捕獲の制限などに努めることを計画しております。

2の狩猟の適正管理につきましては、わな猟具のうち、とらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人や犬などへの危険性が高いことから、使用禁止も含めた取り扱いが検討されておりますので、その検討結果に従い記載することといたします。

鳥獣の飼養の適正化につきましては、鳥獣の違法な飼養が依然として見受けられますことから、個体管理のための足輪の装着の徹底や飼養登録制度の普及に努めまして、違法飼養の取り締まりも含め、飼養の適正化を図ることとしております。この点につきましては、現在、環境省の方で、輸入されますペット鳥獣につきましても、足輪をつけるということで検討されているところでございます。

33ページの傷病鳥獣への対応でございますが、府内の獣医師会の御協力をいただきまして指定しております野生鳥獣救護ドクターと、大阪市の天王寺動物園を核といたしまして、府民の傷病野生鳥獣救護ボランティアの御協力も得ながら、機動的に傷病鳥獣の治療と保護飼養を行うこととしております。

保護飼養の目的といたしましては、傷ついた野生鳥獣を自然に帰す野生復帰を第一に考えておりまして、そのためにリハビリなどの保護飼養をボランティアにお願いすることとしております。

また、ひな鳥などの幼鳥獣については、傷病鳥獣と誤認して保護收容し、ペット化することのないよう周知に努めることとしております。

最後に、動物由来感染症への対応でございますが、高病原性鳥インフルエンザの発生を教訓に、10次計画では、感染症のモニタリングと専門的な知見からの情報の提供を計画に盛り込んでおります。

以上で御説明を終わります。

朝日部会長　ただいまの御説明に関しまして御質問ございませんでしょうか。

又野委員　すみません、31ページの③の外来鳥獣のところですけども、ちょっとわかりにくいんですけども、特定外来生物法に基づくのが特定外来生物で、それ以外について把握に努めるというふうにはちょっと読み取れるんですけども、この特定外来生物というのは、多分、人ですとか生態系に影響が大きいということなんですけども、この対象鳥獣以外という、ちょっとその辺のこ

とがわかりにくいので教えていただきたいんですけども。

中尾総括 この書き方につきましては、環境省で検討している内容で載せておりますけれども、ここで挙げております特定外来生物法に基づく外来生物という部分と、この10次計画につきましては、鳥獣の保護法の方で対応する分の区分かと私どもの方は考えております。

ですから、外来生物法で対応して調べる分につきましては、その法律に基づきまして調査していくと。そして、それにまだ載っていない外来生物について発生等ありましたら、その把握に、この鳥獣保護法の方で対応していくというふうに考えております。

村上委員 関連するんですが、例えばアライグマね、今、大阪府は頑張ってますけど、この扱いはどうなるんでしょう。この中に一切出てこないんで、不思議に思ってるんですが、この中に位置づけないとだめなんじゃないですか。

西田補佐 アライグマにつきましては、特定外来生物に指定されておまして、アライグマの捕獲でありますとか運搬、そういうことにつきましては法の網がかかっております。その、アライグマの被害防止対策のとり方ですけども、環境省の方では鳥獣保護法でいくか、あるいは外来生物法上でいくか、それぞれの自治体の判断ということをおっしゃって、大阪府としましては大阪府域全体、市町村と一体となってこの問題に取り組みたいと考えておまして、現在は鳥獣保護法での有害鳥獣捕獲として捕獲しておりますけども、いずれは外来生物法上での確認を受けまして、計画的な防除を進めていきたい、そういうふうに考えております。

村上委員 それで、この中に一切出てこないんですね。今、一生懸命アライグマ、かなりのお金を使って、人を使って頑張ってるのに、この中に触れられてないのが非常に納得いかないから、やはり触れとくべきじゃないですかね。モデル事業としてやって、今、日本で先進的などこととして挙げられている問題が一切書かれてないんですが。

西田補佐 この鳥獣保護事業計画は、基本的には鳥獣保護法第3条、第4条を受けての話ですけども、先生おっしゃるように、アライグマ、大阪府として

もかなり力を挙げて取り組んでおりまして、この外来鳥獣の中にやはり入れるべきという指摘がありますので、その辺は考慮させていただきたいと思います。

村上委員 入れた方がいいと思います。

西田補佐 はい。

朝日部会長 非常にわかりにくい文章で、もうちょっとちゃんとしたあれにしたいと思うんですが。要するに、外来生物法に基づくやつは、大阪府ではアラグマと、ヌートリアは入れてるんですか。

村上委員 ヌートリアも、たくさんいますよ。

又野委員 鳥は入ってます・・・。

朝日部会長 鳥は入ってない？

又野委員 入ってます。

村上委員 ガビチョウとか、そういうもん。ソウシチョウ入れているね。

又野委員 ガビチョウは関東ですけど。

朝日部会長 ソウシチョウ。ソウシチョウは大阪で出てますか。

村上委員 出てるでしょう。

朝日部会長 特定外来で。

又野委員 入ってました。

朝日部会長 入ってますか。ヌートリアもですね。

村上委員 ヌートリアは入ってます。台湾ザル入ってます。台湾ザルは、ここに。

又野委員 カミツキガメもそうですね、カミツキガメもいますね。

西田補佐 それぞれ外来生物ですね、特定外来生物として指定されておりますのは、現在83種ございます。生物ですね、あと植物の方も含めまして。

朝日部会長 その中で、大阪で実際に確認されてるのは。

西田補佐 確認されてるのは、植物を含めて10数種ございます。ウシガエルでありますとか、あるいはボタンウキクサ、いわゆるウオーターレタスですね、そういうものもございますし、セアカゴケグモ、そういったものもございます。

基本的にそれぞれの、ブラックバスもごさいますけども、被害を受けてるところが被害対処をするという体制になっておりまして、我々、現在対策をしておりますのはアライグマだけです。それでヌートリアにつきましても今後問題になるだろということで、生息状況調査、これを実施しているところをごさいます。

石井委員 鳥獣ということなので、生物学的に言ったら鳥と哺乳類なんでしょうけども、今のお話の中には魚も入ってくるし、例えばカミツキガメみたいな爬虫類も入ってくると思うんですけど、ここで扱われている、特に希少鳥獣の中のレッドリストに入ってる種とか外来生物とか、こういうものというのは鳥、けものにこだわらずという意味でよろしいんですか。

朝日部会長 外来生物として認定いただいているのは、鳥、獣にはこだわってないということですか。

西田補佐 この鳥獣保護事業計画におきましては、鳥、獣を対象としております。

朝日部会長 非常にややこしい。その間に、またハイブリットが出てきたりして。

村上委員 大阪府には外来種リストはできてるんですか。今、京都府はやっとつくって、滋賀県もつくってという状況なんですけど、できてますか。

西田補佐 当初、平成17年6月にこの法律が施行される時、当時37種でしたけど、それを対象としましておるのか、おらないのかというふうな、主に文献によります調査、それはしております。

村上委員 43種類追加されましたね。

西田補佐 はい、されました。

村上委員 あと3種類、83です。

西田補佐 83です。

村上委員 それについては。

西田補佐 あとのやつにつきましては特にやっておりません。

村上委員 少なくとも鳥獣に関してはちょっとやってほしいですね。タイワンリスがおるんかどうかとかね。

朝日部会長 タイワンリスおります。

村上委員 おりますか。

朝日部会長 大阪城に。

村上委員 あっそうか、大阪城公園におるねん。だから、やっぱりそうですよ。
そうです、大阪城公園に放したもんですね。

朝日部会長 台湾の人の、商工会の友好協定で日本に寄附してくれはったんや。

まあ、よろしいわ。

ほかにございませんか。

33ページの傷病鳥獣の問題ですが、実際問題としまして、とらばさみにかかってれば別にしましても、かなりのあれが、キジやったら死んでしまっているとか、傷病鳥獣というのが見つかるわけですよ。これの処置というのは、実際はここでは非常にきれいなことを書いてあって、救護ボランティアなどをお願いして、必要に応じて天王寺からドクターを派遣するという書き方なんですけど、実際にはどうなんでしょうか。どれくらいの傷病鳥獣が見つかっておって。

中尾総括 平成17年度ですけれども、ドクターに持ち込まれました分ですけれども、鳥類で783羽、けもので52頭ということで、合計835を持ち込まれております。そのうち、獣医さんのところで放鳥獣まで持っていったのが、合計336、死亡しましたのが357でございます。ボランティアさんをお願いしたの、また府で引き取りまして放鳥獣を行いましたのは、合計142ということになっております。それと、ちなみに今ボランティアの方、64名登録していただいておりますけれども、保護飼養をしていただいておりますのが31羽ございます。

村上委員 例えば、特定外来生物に指定された種を移動して保管することは、法律上禁止されてますね。それに伴って、この中で従来はすべてのものを獣医さんは対象としてたんですが、その辺については法律的に違反になるんで、そろそろすべての、例えば僕なんか、例えば非常に害を与えるような動物を救護することはないんじゃないかという話をして、その辺のことを言ってたんですが、なかなか現場でそれをするのは難しい。一般の人が持ち込んだや

つを拒否するのは難しいんで、それを一たん受け取った後で処理する形にしたんですが、その辺のことはどうなっているんですか。

西田補佐 先生おっしゃいます、いわゆる特定外来生物として持ち込まれた、例えばアライグマですけども、もう原則的にアライグマは野外からの排除とということをしておりまして、実際、昨年度でもアライグマを治療したという例はないです。以前、二、三年前は。

村上委員 ありますけどね。

西田補佐 はい、そういうこともありましたですけども、もうございません。

村上委員 その辺を徹底した方がいいと思います、いろんなものについて。だから獣医さんには難しいかもしれませんが、生命の尊重ということで全部同一だという話をしはるんですけど、やはり片一方で法律的に禁止されたことはしたらいかんという、その辺のことはやっぱり徹底すべきだと思いますが。

朝日部会長 警察が一時保管するのをやめるという話を聞いてますが、何か聞いておられますか。

村上委員 移動禁止ですか。

朝日部会長 いや、外来だけじゃなくて、犬猫も含めまして。

池田課長 遺失物法の関係で、警察が犬猫を手放すと言っています。どうもまだ環境省、この間、担当が環境省の会議に出向きましたけれども、まだ決定的に示されていないというんですか、まだはざまにあるようですので、国会の方でも附帯決議までつけられて、そういった保護に努めるということになってますけれども、府に対してはまだ正式に国の方から張り張りの効いた措置が、今まだないという状況です。

朝日部会長 きょう、イノシシの会議が神戸でありましてね、そのときの話題にはならんのですが、話が出まして、24時間対応できるのは警察だけなんですかね、鳥獣保護にしましても。府の事務所にしましても休みは休みですから、警察だけが24時間対応をしてると。そうするとどうしてもこれは問題が起これば、要するにけがしてるとか、猫がはねられてるといったら警察へ。警察に持ってこられても、警察は困るという話でね。泥棒を捕まえるのは警察の仕事やけども、足の折れた猫を捕まえるのは警察の仕事と違うというこ

とで、兵庫県のあたりでもちょっと内部的には話題になってますよね。これからもう全部、正式に警察は、いわゆる拾得物、野生鳥獣、野生かどうかわからんですが、カミツキガメというような爬虫類も含めまして、鳥獣だけやないですが、断るということに決まりましたら、これ大変なことになると思いますよね。その辺、具体的な第10次計画の話じゃないですけども、またお考えをお聞きいただかねば。

池田課長　　今、先生、伺ってるのは、遺失物法の中で犬と猫に限って動物愛護限りでやってほしいということで、他の動物についてはまだ警察の方にあると認識してますけれども、先ほど言いましたように、まだそのあたり、しかと説明はおりてきてませんので。

西田補佐　　警察の会計課、落とし物担当等も話しする機会があるんですけども、基本的に我々言うておりますのは、人命、財産に危害を及ぼす状況にある動物、カミツキガメでありますとか、あるいはボアが出たとか、あるいは猿が暴れてるとか、それはやっぱり警察の方で第一義的に対応してくださいと。野生鳥獣、猿にしろシカにしろ、イノシシ、出たとしましても、自然のものですから、できるだけ触らないようにというのが我々の指導でございまして、それが暴れてるような状態で、人命、財産に危険だということになりましたら、当然警察の方やということも、警察と話をしております。

石井委員　　私が聞いてるところでは、警察もそうなんですけど、こういうケースの場合、保健所に行くことも結構あるというふうに聞いているんですね。保健所との連携というのはどうなってますかね。私が聞くに、死んでるか生きてるかによって対応が変わるというような話も聞いてますけれども。

西田補佐　　例えば、個別の動物ですね、アライグマに関しましては、もう大阪府としての方針がございまして、それはもう市町村の方で第一義的には連絡してくださいと、そういうことになっておりまして、そのほかの動物ですね、例えば市民の方がどっちかわからないというような時には、まだ整理ができてないものもあるかなと思います。また今後整理していきたいと思います。警察も含めまして、どこがどういうふうに対応していくのか、まだ未定のところもたくさんございます。

入鹿参事 カラス、鳥インフルエンザの関係がありますんで、それは主に保健所に持ち込まれることが多いんですけども、それについてはもう連携ができてまして、鳥インフルエンザの検査は我が方でやるということにもなっています。

朝日部会長 いろんな役所、機関が関連する問題ですので、やはり連絡をきちんと、体制をとっていただきたいと思います。

時間の関係もございませう。以上で、一応、基本方針というか、その説明を受けたわけでございますが。なお、全体を通じまして戻っていただいて結構でございます。御質問なり御意見ございませうでしょうか。

石井委員 再三出てる特定外来生物との関係なんですけども、特定外来生物に指定されたものに関しては、捕獲とか、それから運搬とか、飼養も含めて全部難しくなるわけですね、罰則が入ると。一般市民レベルで、例えばコウライとかアライグマを自分で駆除してやろうとか、何かそういうふうなことができるのかできないのか。特定外来生物に指定されると、あの法律の中では、たしか権限というのは市町村の方に、都道府県の方に来るという形だったと思うんですけども、そういうふうな、たしか都道府県の方から認定の申請のようなものが要るかもしれませうけども、その場合に一般市民レベルでの扱いというのはどうなのかということなんですけど、これどこかに書かれていますかね。

西田補佐 外来生物法の枠組みでございませうけども、特定外来生物に指定されています。例えばアライグマとかヌートリア、それをどういうふうに対処していくかは、まず防除計画を策定する。それは都道府県でもあってもいいし、NPO、個人というのは恐らくないと思います。自治体、NPOそれぞれがこういう方法でやりますよということで、確認、あるいは認定を受けて実施をしていくという方法になっていきます。

現在、ブラックバスもそうですけども、それを移動するということは、当然禁止されておりまして、基本的にはキャッチ・アンド・リリース、アライグマにおきましては、捕まえて即放すというのはいいんですけども、それを移動する、大阪府におきましては、現在4カ所で支援措置をしておりますけど

も、捕まえた現場からその支援措置までの場所まで移動するということに関して、環境省の確認を一括してとっております。

石井委員 対応は、あくまでやはり自治体レベルでやるしかないと。

西田補佐 自治体か、NPOも一応想定の範囲の中にはなっております。

石井委員 その場合でも、NPOの方が大阪府の方に申請するなりという手続が。

西田補佐 あくまでも大臣にですね。

村上委員 環境大臣に。

石井委員 直接ね。

西田補佐 はい。

朝日部会長 直接じゃなしに。

村上委員 環境大臣なり農林水産大臣に、どっちかに。

朝日部会長 とにかく、こういう問題は市民レベルでの協力がなくなかなか具体的には進まないと思うんですけども。

村上委員 もう1点質問があるんですが。

9ページ一番上のところに、ただしのところはさっぱりわからんのですが、「ただし、クマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣を捕獲箱若しくはそれに類する器具を使用して捕獲等をする場合は、網・わな猟免許の所持は必要としない」と書いてあるんですね。ここがわからないんですが、これくくりわなを使う場合には、これ普通の狩猟免許でくくりわなを使うという意味ですか。網・わな猟免許ではなしということですか。どういう意味ですか、これ。

中尾総括 この分につきましては、対象を主に小型動物、特にイタチ類の対応としてこれを設けました。9次計のときに設けた項目でございますけれども、一般の府民の方が自分とこで捕まえるに当たりまして、狩猟免許がない中で捕獲器等を使って捕まえる必要があるということで、特にこの項目を設けて対応しております。

村上委員 これは、誤解すると物すごい変なことになりますので、例えばイタチやったら、家庭内の話ね、だから家庭内で使う場合には構わない、そういう形の書き方をしないと、これは法律にちょっと違反すると思います。整合

性がありません。これは困ると思いますよ。だから、ちょっと法律との整合性をとるような形の文章に変えてください。

朝日部会長 捕獲箱もしくはそれに類する器具というのは、具体的に何を指すんだと。要するに箱わなだということなのか、箱わなに類する器具というのが何じゃということになってくると思うんですね。具体的に言いますと、これやはりドブネズミ、クマネズミの問題まで。あるいはモグラに関連してくる。

村上委員 あれは衛生動物ですから、捕獲できるんですよ。狩猟鳥獣やのにできるんですよ、そうじゃなくても。鳥獣法の適用除外になるんです、衛生動物となった場合。そういったこともありますので、ちょっとここはちゃんと書いてほしいですね。

朝日部会長 よろしゅうございますか。

中尾総括 そのこのところは、検討させていただきたいと思います。

朝日部会長 いろいろまだ御意見あるかと思いますが、先ほどもお話がありましたように、これはまだきょうのは第1回目で、あと2回ぐらい、合計3回ぐらいは会議が必要と思います。

中尾総括 あと2回、お願いしたいと思っております。

朝日部会長 そのときまで、またお気づきの点がございましたら、ちょっと電話では言った、言わんということになるかもしれません。メモでも結構ですし、あるいは会議のときに事務局の方に御連絡いただいとけば、また調べるようになると思います。

資料は、これで4まで済みまして、資料1-5から6、7、8というのが残ってるわけでございます。何か事務局の方で説明ございますでしょうか。資料1-5から。

中尾総括 資料1-5、6、7につきましては、今回の計画素案をつくるに当たりまして、国から指示されている内容、これによりますということで案の状態を出てるものをつけさせていただいております。これを参考に今回の素案を作成させていただきました。この後、また10月には正式の基本指針が出るということですので、それを盛り込んで、また今回御指摘いただきました内容等を盛り込んで、修正案として次回のときに提示させていただきたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

朝日部会長 資料1-2の右下のところに、スケジュールがついてるかと思えます。9月20日が本日でございますが、その後、先ほどからもお話がありますように、10月初めには環境大臣からの基本指針の提示があるということになって、その後どういうふうに進めるか、ちょっと第2回、これの第2回、あるいは本審議会への報告等につきまして御説明いただきたいと思えます。

中尾総括 今のところ、スケジュールでございますけれども、10月の、一応、国の方は上旬と申しておりますけれども、基本指針についての説明会が10月25日に国の方である予定です。ですから、それまでには案というか、説明資料として見ていただけるものと思っておりますので、それを盛り込んだ内容に修正しまして、後ほど日程調整の資料等お配りさせていただきますけれども、この部会を11月上旬ごろに開かせていただき、それを受けまして、11月の今、21日の予定でございますけれども、第2回環境審議会が開催される予定になっております。その場に中間報告という形で審議の報告をさせていただき、最終、第3回部会、これは12月中旬、もしくは1月上旬になるかと思えますけれども、その場で最終の部会ということで御検討、御審議いただきたいというふうに思っております。

朝日部会長 3月31日には、もう足を踏み出していかなければいかんと思うんですが、その間のパブコメ等は何か必要なんですか。これ公聴会要るんだっただかな。

中尾総括 計画案につきましては、パブコメをかけたいと思っております。それが大体第3回の部会の前後、その部分で大きく変更等がありましたら、また臨時で第4回をお願いすることもあるかと思えます。

朝日部会長 お忙しいところ、非常に申しわけないようなことを事務局が申しております。御了承いただきたいと思えます。

一応、そしたら本日の審議、終了いたしまして、報告事項に移りたいと思えます。資料2につきまして御報告をお願いいたします。

中尾総括 最後に、報告事項でございますけれども、8月25日に行われました環境審議会におきまして、第9次鳥獣保護事業計画の改正についてお諮りし、

答申をいただきました。第9次鳥獣保護事業計画の改正の内容につきましては、銃猟禁止区域の変更につきまして御審議いただいたものでございます。

計画内容としましては、泉佐野中銃猟禁止区域及び石川銃猟禁止区域の2カ所につきまして計画変更をいたしまして、9次計の期間内での追加としてということになっております。

泉佐野市中銃猟禁止区域につきましては、泉佐野市の日根野地区ほかになりますけれども、指定面積、約660ヘクタールにつきまして、樫井川周辺における森林ボランティアと狩猟者等のトラブルの発生や狩猟期間の散弾銃の弾等が工場の屋根に落下するという事故が発生いたしましたので、狩猟期間の開始、本年の11月15日までに同区域を銃猟禁止区域に指定するという事でお諮りしたものでございます。

また、石川銃猟禁止区域におきましては、河南町一須賀地区ほかの区域におきまして、約10ヘクタールでございますけれども、現在指定しておりますのが、指定期間が切れます11月1日からまた10年間の期間といたしまして、宅地開発の振興による安全性の危険の高まりから、引き続き再指定したいということで挙げさせていただきましたものでございます。

以上、2件につきまして御審議いただき、先ほど申し上げましたように、環境審議会から妥当であるという答申をいただいております。

以上でございます。

朝日部会長 ただいまの報告事項につきまして、何か御意見ございますでしょうか。石川の方でも出ております、この住宅等の開発がどんどん進んでいきますと、そこで鉄砲を撃っても構わないわ、ただし家は立ち込んでるわというのは、これから特に大阪ではあちこち出てくると思いますが。そうしますと、都市計画との関連とか、そういう問題もこれから考えていかなきゃならん。これからやない、もう遅いんかもしれません。考えなきゃいかん問題だと思うんですが。

村上委員 審議会と、この野生生物部会との関係がよくわからないんですけどね。これ野生生物部会、普通やったら鳥獣保護事業計画の改定というのは、野生生物部会の、普通は専決事項になってて、それで審議会にかからないの

が普通、一応よそではね。でも、ここはかかるということになってるんですが、先に向こうで決めて、こちらが、一番関係するところが後から聞くというのは、非常に不自然な感じがするんですよ。これはどういうことでしょう。

朝日部会長 追加されております環境審議会条例第6条のところの3、部会の管掌事項の中に入ってるわけです。この報告2に関しましては、時間的な問題がありまして、そして本委員会の方で、本当は本委員会で野生生物部会に付託するという決議をやって、それから野生生物部会で検討するわけですが、ことしの猟期に間に合わすためには、きょう持ち込んでいたら間に合わない。だから、本委員会の方でもう決議しちゃったという、そういう形になります。

内田総括 一応、ちょっと私の方から説明をさせていただきますと、今のうちの部会要領では、本審の方に諮問して、付託を部会の方にしていただく、ほとんどがそういうふうになあかんという定めになっています。他府県の例を見ますと、もう部会に諮問して、部会で答申を得るということをやっているところもございしますが、大阪府につきましては現在この要領で、ほとんどがとりあえずは本審の方にお諮りして付託をいただくということになっています。ただ、今回の銃猟禁止区域については、緊急性を伴いましたので、答申を先にいただいたという次第でございします。

この部会要領の改正につきまして、今、事務局の中でも検討しているところでございまして、また御相談なりをさせていただきたいとは思っております。

村上委員 これ軽い問題だから、ここでやっても同じだと思うんですけどね。鳥獣保護問題に関して割と重要事業でしょう、鳥獣保護事業計画変更というのは諮問事項なんですよ。それがここと関係なしに決まるというのは、僕は非常におかしいと思います。考えられんです。

朝日部会長 その点での不手際があったことは確かですから。

池田課長 御指摘のとおりでございますので、我々も今後、今ちょっと事務局が説明しましたように、方針には全体的なことをお願いして、部会の専決事項もふやしていくという方向を検討しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

朝日部会長 温泉のあれは、部会専決になってるんですかな。

内田総括 温泉部会は部会専決になっています。

朝日部会長 あれもややこしい、法律なんですけど。

それはそうとして、ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

谷口委員 この鳥獣保護のために銃猟禁止区域を設定する場合、断つてくるところあるんですね。要するに、もう前は自分とこ銃禁にしてくれ、してくれと、こう言うてた人が、今はもうしていらんと、困ってるということなんです。それでなぜかという、銃禁にして、そうすると箱わなでも置けばいいじゃないかと。ところが、その地区にはちょっとコロニーという施設があるんです、精薄児の施設ね。そのところの人が皆、その辺を散策するわけですね。そうすると、檻をしたら珍しがって、掲示して、もうお役所が幾ら看板を上げて、そら通用しませんよと。ということになると、これ銃器でやるかと。銃器ではちょっと場所柄、控えないかんとということにもなりますし、もうちょっと困った状態のともあるんです。ですから、銃猟禁止区域にすると、そこはますます生息が容易になるもんですから増えます。その捕獲する方法をちょっと苦慮してるような状態です。

古川委員 そうか。

谷口委員 はい。以上です。

朝日部会長 銃禁だけやなしに、休猟区の設定も同じことが起こっております。

特に御意見ないようでしたら、時間の関係がございます。本日の議事はここで終了させていただきたいと思えます。

どうも御協力いただきましてありがとうございました。

では、事務局の方へお返しいたします。

司会（内田総括） ありがとうございます。

本日予定しておりましたものは以上でございます。

ただいま事務連絡としまして、先ほどもちょっと説明の中にありましたけども、第2回の部会の日程調整表をお配りしております。この場でスケジュールがおわかりの先生方は御記入いただき、帰りに私の方に御提出いただいても結構ですし、お持ち帰りいただき、来週の27日とさせていただきます。

す。27日、水曜日までにファクス、もしくはメールでやりとりいただいている先生につきましては、メールでも結構でございます。御返事いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。